

フランスにおける銀行制度改革と 金融再編成の動き

〔要 旨〕

最近、西欧諸国においては、EECの統合進展と米系資本の欧州進出を背景に、国際競争が一段と激化しており、これに対応して企業および金融機関の再編成が各国で進められている。

とくにフランスにおいては、企業の大型化および外部資金依存度の増大傾向にかんがみ、長期低利の資金を円滑に供給するためには、従来の銀行制度を大幅に改革することが必要であろうとの方針から、①銀行業務分野の拡大、②競争原理の導入による貸出金利の引下げ、③貯蓄性預金の優遇、などの諸措置がとられている。また、銀行制度改革と並行して広範な金融機関の合併・提携も進展しており、大銀行のなかでは海外の金融機関と提携する動きも目だってきている。

しかもこのような改革、再編成が、政府の主導のもとに民間側がこれに協力する形で行なわれていることは、フランス経済の特色として注目に値しよう。

このような銀行制度改革と金融機関の再編成の成果については、まだ断定的な評価を下すべき段階にはないが、企業に対する長期資金供給の円滑化という観点からみれば、おおむね所期の効果を取めつつあるようにかがわれる。

しかし反面、銀行制度改革に伴い、資本市場の育成整備の遅れ、金融政策の負担増大など、新たな問題が生じてきているので、これらの諸点を今後どのように調整していくかが、フランス経済に残された大きな課題となろう。

〔目 次〕

は し が き

1. 銀行制度改革と金融機関再編成の背景

- (1) 国際環境の要請
- (2) フランス金融制度の欠陥

2. 銀行制度の諸改革

- (1) 銀行法の改正
- (2) 貸出金利引下げのための諸措置
- (3) 預金吸収強化に関する措置
- (4) その他の政策措置

3. 金融機関再編成の現状

- (1) 国有化預金銀行の合併
- (2) 事業銀行を中心とする合併
- (3) 財閥グループ再編に伴う金融機関の再編成
- (4) 大銀行による中小銀行の吸収と中小銀行間の合併
- (5) 国際的金融会社の設立

4. むすび——成果と問題点

は し が き

資本自由化を控えて、わが国経済をとりまく環境は一段ときびしさを増してきており、これに伴ってわが国金融制度のあり方についても各方面で種々論議が重ねられている。

この間、西欧諸国においては、E E Cの統合進展と米系資本の進出を背景に、国際競争がますます激化の度を加えてきており、これに対応して各国とも企業および金融機関の統合・再編成が着々と進められている。とくにフランスにおいては、1965年後半以降政府の強力な指導のもとに、銀行の業務分野の拡大をはじめとする大規模な銀行制度改革が行なわれ、さらにこれと並行して広範な金融機関の再編成が進行している。

もとよりこのようなフランスの事例は、同国の持つ特殊な金融構造とその背後にある政治、経済および社会的諸環境を無視しては考えられないものであり、そのままわが国にあてはめて論ずることはできないが、伝統的な金融制度および金融機関のあり方が、国際環境および経済情勢の変化に即応して変貌せざるを得ない事情を示す好個の例だけに、われわれにとっても他山の石とすべきところが多いと思われる。

1. 銀行制度改革と金融機関再編成の背景

(1) 国際環境の要請

E E C 6 か国はいよいよ明年7月1日以降、工業製品の域内関税を完全に撤廃し、工業製品の流通に関するかぎり6 か国があたかも1国のように統合されることとなった。このようなE E Cの統合進展に伴い、単に域内企業の国際的交流が活発化しつつあるのみならず、米系資本の西欧進出もこのところ目だって増加してきており、欧州における企業間の国際競争はますます激しさを加えるに至っている。

このような情勢下、従来企業規模の点でも、設備近代化の面でも、他の先進諸国に比べて相対的に立ち遅れていたフランス経済は、一段ときびしい環境に直面することとなった。ことにフランスでは、過去においてクライスラーによるシムカの買収(1963年)、G Eによるマシンの買収(1964年)などの苦い経験があるため、一般に外国資本の進出に対する警戒心がきわめて強く、政府としてもナショナル・インタレスト擁護の見地から、企業の国際競争力強化に積極的に乗り出さざるを得ない理由があった。

このため、第5次経済5か年計画(1966~70年)においては、その主要目標として「E E Cの統合進展に対する国際競争力の強化」が最前面に打ち出され、その前提条件として、金融面の諸条件改善、企業規模の拡大および設備投資の振興等による企業合理化促進の必要性が強調されている。

このうち、金融面の諸条件改善については、企業の外国資本への依存を極力避けるために銀行および政府系金融機関の経営基盤を強化し、産業資金の供給を円滑化するとともに、長期設備投資については、財政面からの融資を促進しなければならないとの基本的方向が示されている。本稿に述べる銀行制度改革は、以上の基本方針に基づいて進められているものである。

(2) フランス金融制度の欠陥

フランスにおける銀行制度改革と金融機関再編成の背景としては、上記のほか、フランスの金融制度自体が最近の経済構造の変化に十分即応できず、構造的にいろいろな欠陥があることを露呈するようになった事情を指摘しておかねばなるまい。

従来、フランスの企業は、個人的・同族会社的色彩が強く、企業の支配権を維持することが至上命令であったため、所要資金はほとんど自己資金でまかなわれ、外部資金は主として短期の銀行借入れに依存しているのみであった。このため、資

本市場の発達には他の欧米諸国に比べて立ち遅れ、市場規模も狭隘であった。そこでフランス政府は、かねてから資本市場の育成整備を主要政策目標の一つに掲げ、第4次経済計画においてもとくに資本市場の育成策を検討するための委員会(ロラン委員会、委員長は Société Général 頭取モリス・ロラン)を設け、その答申(ロラン報告)^(注1)に基づいて63年以降、オープンエンド型投資信託会社(5社)の設立(64年4月)、有価証券利子に対する税の減免(65年1月)等各種の資本市場育成策を実施してきた。

しかしこのような政策は必ずしも即効的效果を期待しうるものではなかったため、資本市場は産業資金の供給にまだ十分な機能を果たすまでに至らなかった。この間、前記の外的要請から企業の資金需要がますます増大かつ大型化する一方、人件費の上昇と競争激化を主因として企業収益の悪化傾向が強まり、企業の自己金融力が低下するに至った。かくして企業の資金需要を円滑にまかなうためには、ロラン報告にも示唆されているとおり、預金銀行を通ずる長期資金供給ルートの拡大に期待せざるを得ないこととなった。ところが、フランスの銀行制度は、伝統的に次のような仕組みになっており、上述のような企業の新たな要請には直ちに応じられないうらみがあった。

イ、長短金融の分離

フランスの銀行制度は、1882年の金融恐慌以来長短金融の分離が原則とされ、1945年の銀行法制定の際にもこの原則が受け継がれた。すなわち同

法では、市中銀行は預金銀行、事業銀行、中長期信用銀行の3つに区分され、①預金銀行は、要求払預金または2年以内の定期預金の受入れと短期の資金運用、②事業銀行は、2年以上の定期または通知預金の受入れと、各種企業への資本参加および起債業務、③中長期信用銀行は、自己資金および債券の発行による設備資金等中長期信用供与の業務、をそれぞれ行なうこととされた(第1表参照)。

しかし、フランス国民は伝統的に短期預金への選好が強い。え、豊富な支店網を有して資金吸収力の強い預金銀行は、2年以上の預金の受入れを(第1表)

フランスの市中銀行

(1965年末現在)

銀行数 (行)	総資産 (百万フラン)
全銀行	318
①預金銀行	248
国有化4大銀行	4
非国有化4大銀行	4
パリ所在の銀行	71
再割引商会	7
(フランス以外で主たる営業活動を営む銀行)	6
(外国に本店を有する外国銀行のフランス支店)	21
(外国の監督下にありかつフランス法に基づく銀行)	12
地域銀行	23
地方銀行	96
モナコの銀行	4
②事業銀行	46
事業銀行	44
貴金属取引銀行	2
③中長期信用銀行	24
	17,486 (87.0%)
	71,803
	8,473
	5,853
	11,036
	3,428
	5,072
	4,418
	16,549
	2,409
	98
	17,486 (11.8%)
	17,267
	219
	1,731 (1.2%)

(注) 1. 国家信用理事会の権限に服する銀行。

2. カッコ内は構成比。

資料：銀行監督委員会年報(1965年)。

(注1) ロラン委員会の資本市場改革案は、フランス資本市場の問題点を総括的に指摘し、その育成強化のため一連の政策勧告を行なったもので、骨子は次のとおり。

- ① 株式については、プレミアム発行、優先株式および複数議決権付き株式の発行等発行形態を多様化する。
- ② 社債については、利益参加社債(物価スライド等の条項を付した一種の確定利付債)の発行、転換社債の発行等、種類を多様化する。
- ③ 税制面でも、一定限度額以下の利子所得を課税対象から控除する。また、証券に関する相続税を免除する。
- ④ 機関投資家による証券投資を増大させるため、オープンエンド型投資信託会社を設立する。
- ⑤ 企業に対する中長期資金の供給を円滑化するため、政府金融機関の長期貸出および債券引受機能の拡充を図るほか、商業銀行に対しては、中長期金融を認めることにより、短期預金を長期の貸出に運用させることを検討する。

禁じられていたため、短期預金は順調な伸びを示した反面、長期預金の増加テンポはきわめて緩慢で、増大する企業の投資資金需要に十分に対処しえないこととなった(第2表参照)。

(第2表)

フランスの銀行預貸金推移

(単位：十億フラン)

年	預 金			貸 出		
	合 計	短 期	中長期	合 計	短 期	中長期
1958	37.38	34.69	2.69	26.66	25.79	0.87
59	47.23	43.85	3.38	36.11	31.99	4.12
60	55.67	51.68	3.99	41.09	38.18	2.91
61	67.27	62.08	5.19	52.85	46.46	6.39
62	81.26	75.45	5.81	65.37	55.67	9.70
63	93.60	86.72	6.88	75.78	62.45	13.33
64	103.10	95.76	7.34	86.94	70.99	15.95
65	115.15	107.07	8.08	96.86	78.84	18.02

(注) (1) 銀行の範囲は、銀行法上の銀行とフランス貿易銀行。
 (2) 短期は2年未満、中長期は2年以上。
 (3) 銀行貸出は、フランス銀行リファイナンス分を除く。

資料：国家信用理事会年報(1965年)。

もともと、こうした事情に対しては、いままでにも中期信用手形制度が導入され(1944年5月)、短期の資金を中長期に運用しようという努力が行なわれてきた。この制度は、政府系特殊金融機関(預金供託金庫、クレディ・ナショナル)およびフランス銀行が必要と認めた場合に限り、市中銀行(預金銀行を含む)は設備資金など中・長期の貸出を行なうことができ、かつ当該貸出については政府系金融機関、さらに最終的にはフランス銀行がリファイナンスすることによって流動化の道を開くというものである。しかしこの制度発足に伴い、中期信用手形が事実上フランス銀行を通じて

ほとんど無制限に流動化されることとなり、いきおい大幅な信用膨張を招くことになった。このため同制度は幾度かの改正を余儀なくされ(注2)、同制度のもつ利点は当初に比べかなり制約されることとなった。こうした事情から、大企業銀行が傘下に預金銀行を設立して短期預金を集め、これを長期預金ないし金融債(注3)の発行という形で吸収したり、あるいは大預金銀行が傘下に事業銀行を設け、これを通じて長期貸出を行なうような事例が増加していた。

また、パリ金融市場においても、資金の恒常的出し手である預金銀行と、恒常的取り手である事業銀行との間に資金取引が行なわれ、資金の偏在傾向はある程度調節されてきた。このようにして上記の長短金融分離の原則は、実質的には徐々に崩壊しつつあったといえよう。

ロ、中小規模銀行の乱立

一方、フランスの銀行行政は、従来、銀行保護の色彩が強かったため、経営内容の悪い中小規模の銀行が乱立状態のまま温存される結果となっていた(第1表参照)。

このため、フランスの銀行規模は総じて他の欧米諸国に比べて弱小で、企業の資金需要の大型化に対応できないうらみがあつたばかりでなく、経営効率の面でも資金コストを高める原因となっていた(第3表参照)。

この間、ユーロ・マネー市場の拡大にみられるような国際取引の増大、これに伴う為替取引の自由化進展等の情勢変化に加え、米系市銀の欧州進

(注2) おもな改正点次のとおり。

- ① 設備、輸出関係については、政府系金融機関のうちクレディ・ナショナルとフランス貿易銀行の自己資金を増加してフランス銀行への持込みを少なくする。
- ② 農業設備資金については、市中金融機関に対し政府系金融機関への持込み限度を設ける。
- ③ 国有化企業については設備資金借入れそのものを規制する(既往借入返済額の範囲に限定—1959年から)

(注3) フランス政府は、政府資金の調達を優先するため、民間に対して起債規制を行なっており、民間金融機関(事業銀行、中長期信用銀行)の金融債による資金調達の割合は次のようにきわめて低い。

銀行部門の資金調達(1965年)

①要求払預金	76.2%	③金融債	1.4%	⑤その他	1.5%
②その他預金	19.2%	④株式	1.7%		

(資料：Les comptes de la nation, 1965)

(第3表) 各国銀行の経営規模比較

	預金1億フラン当り 従業員数	同支店数
フランス	301名	93店舗
ベルギー	206	184
イタリア	153	40
オランダ	219	82
西ドイツ	176	39

資料: Economist 誌1966年11月26日号。

出ないしは欧州銀行への資本参加というケースも目だってきた。そこで、政府としても銀行自体の国際競争力を強化する必要に迫られ、銀行規模の拡大を通じた合理化促進に踏み切らざるを得なくなった。

以上のようにフランスでは、新たな国際環境、および経済構造の変化に対処して、政府の強力な指導のもとに大がかりな銀行制度の改革と金融機関の再編成が進められている。もちろん民間銀行側においても、自行の経営基盤強化の必要上、かかる政府の措置を積極的に受け入れ、これに協力する態度を示している。このような官民協調体制はまさにフランス経済の重要な特色の一つであ

(第4表)

フランスの財政収支

(単位・十億フラン)

		1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年
財政 収 支	経 常 歳 出	62.99	68.81	78.53	89.89	90.87	94.26	100.82
	経 常 歳 入	65.58	70.49	78.02	88.41	94.75	98.21	104.73
	差 引 (A)	+ 2.59	+ 1.68	- 0.51	- 1.48	+ 3.88	+ 3.95	+ 3.91
	資 本 支 出	7.48	7.09	6.87	7.86	6.62	5.24	5.22
	資 本 収 入	0.74	1.03	1.29	1.13	1.16	1.29	1.45
	差 引 (B)	- 6.74	- 6.06	- 5.58	- 6.73	- 5.46	- 3.94	- 3.77
収支じり(A)+(B)		- 4.15	- 4.38	- 6.09	- 8.21	+ 1.58	+ 0.01	+ 0.14

資料: フランス銀行年報。

り、注目に値しよう。

なお、このほかに、近年経済発展に伴う自然増収の増大、均衡財政への指向等を背景に、財政収支が改善したため、従来採られてきた国庫優先の金利体系が是正され、銀行預金金利の引上げ等が可能になったという好環境も見のがされてはならないだろう(第4表参照)。

2. 銀行制度の諸改革

上記の事情を背景として、フランスでは65年後半以降一連の銀行制度改革が急テンポで進められているが、改革のねらいとしては次の3点が指向されている。

- ① 企業規模の拡大傾向に対応し、長期資金を量的に確保すること。
- ② 企業の生産コスト低下を可能にするため、貸出金利の引下げを図ること。
- ③ 銀行自体の国際競争力を強化するため、銀行の体質を改善し経営基盤の強化を図ること。

以下、このねらいに即しつつ、フランスにおける銀行制度改革の内容を概観しよう。

(1) 銀行法の改正

政府は1966年1月、銀行制度の改革に着手するため、まず銀行法の改正(注4)を行なった。この改正は銀行制度全般にわたり、1946年以降行なわれた改正のうちで最も大きなものであるが、その中心は、銀行の業務分野制限の緩和と、

(注4) これは、フランスの銀行関係法の基本法規である「銀行業の規制および組織に関する法律」(1941年6月13日法)および「銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」(1945年12月2日法)の改正で、主要改正点は次の4点である。

- ① 金融機関の業務分野制限の緩和
- ② 銀行の最低資本金の引上げ
- ③ 年度貸借対照表および定期業務報告書の監査方式の厳格化
- ④ 貸借対照表および定期業務報告書の公表を義務づけられた銀行の範囲拡大

最低資本金の引上げである。

イ、銀行業務分野制限の緩和

前述のとおり、フランスの銀行は、これまで短期金融に従事する預金銀行と、長期の資金供給に当たる事業銀行とに区分されていたが、今回の改正により相互の業務分野が大幅に拡大され、事実上預金銀行と事業銀行の区別がなくなった。

すなわち、預金銀行に対しては、①従来禁止されていた2年をこえる預金の受入れおよび2年をこえる貸付業務を認める、②企業への資本参加および不動産会社への出資も2年以上の預金額の範囲で認める、③ただし企業への資本参加は、当該企業の資本金の20%以内とし、企業への資本参加、不動産投資は自己資本(資本金+準備金)の100%以内とすることとなった。

また事業銀行に対しては、①2年未満の預金の受入れおよび2年未満の貸付業務を認める、②ただし2年未満の預金を、企業に対する資本参加および不動産投資に充当してはならないこととなった。その結果、預金銀行と事業銀行との法律上のおもな相違点は、企業に対する資本参加についての制限(預金銀行については自己資本の一定比率の範囲に限定、事業銀行については長期預金の範囲に限定)だけとなった。なお中長期信用銀行については、そのウエイトが小さいこともあって改正が行なわれていない。

この銀行法改正により、預金銀行はその豊富な短期預金を、中期信用手形以外の中長期貸出にも運用できるようになり、他方事業銀行も、従来禁じられていた短期預金の受入れが認められたことにより、資金量を拡充してこれを長期の資金需要に振り向けることが可能となり、資金の効率化と

預金吸収の促進が同時に期待されるに至った。

以上のように、預金銀行と事業銀行の業務分野が同質化された結果、相互の合併がやりやすくなった点も注目される。

ロ、最低資本金の引上げ

政府は上記措置と同時に、銀行の経営健全化と中小銀行の整理統合を促進するため、従来法人形態別に定められていた最低資本金を、新たに預金銀行、事業銀行という業態別の区別をも加味して引き上げることとし、最低額を次のとおりとした。

(単位・百万フラン)

	最低資本金			
	株式会社形態のもの		その他の形態のもの	
	(新)	(旧)	(新)	(旧)
預金銀行	2.0	1.0	0.8	0.4
中長期信用銀行				
事業銀行	20.0	1.0	10.0	0.4

とくに注目されるのは、株式会社形態の事業銀行について最低資本金が一挙に従来の20倍にも引き上げられたことで^(注5)、この面からも事業銀行間の合併が促進されることになるとみられている。

(2) 貸出金利引下げのための諸措置

次に、貸出金利引下げの素地を作るため、次のような諸措置がとられている。

イ、銀行の貸出最低金利規制廃止

フランスの貸出金利体系は、これまで国家信用理事会が定める貸出最低金利^(注6)を基準とし、これに各種手数料、企業の規模および信用度に応じた金利が付加されて決定されていた。このため銀行が自らのイニシアティブで任意に自行の金利水準を引き下げることができなかった。

そこで、国家信用理事会は、銀行間の自由競争を促進し、これによって市中貸出金利の低下を図

(注5) 最低資本金の引上げは、原則として1968年末までに実施することとされているが、事業銀行のみは、銀行・監督委員会の同意があれば70年末までその実施を延期しうるものとされている。

(注6) 廃止以前の最低金利は次のとおり(いずれも年利)。

① 商業手形割引	3.75 %	③ 中期信用手形	5.75 %
② 銀行引受手形(再割適格)	4.15 %	④ 輸出前貸手形	4.15 %

りたいとの趣旨から、66年3月、銀行の貸出最低金利規制の廃止を決定し、4月以降実施することとした。

ロ、新信用供与方式の導入

フランスでは銀行の信用供与方式が大部分手形割引であるため、逐年事務量が増大する一方、事務合理化が立ち遅れ、これがひいては銀行の与信コスト引下げをはばむ要因となっていた。そこで政府は、66年5月、「短期信用供与方式の近代化に関する委員会」(委員長は Banque Nationale de Paris 副頭取シレ)を設立し、短期信用供与方式の再検討を委嘱した。この要請に基づき同委員会は、昨年12月に次のような特殊な手形貸付方式の導入を勧告した報告書を提出、直ちに同勧告の一部が実施に移されることとなった。すなわち、

- (イ) 商品の売り手は決済期日の接近(7~10日)している売掛債権を集計書の形でとりまとめ、その集計書の金額に相当する額の銀行あて約束手形を振り出し、銀行から所要資金の貸付を受ける。
- (ロ) 銀行は、手形貸付の保証として売掛債権の譲渡を受ける。
- (ハ) 上記約束手形をフランス銀行の再割適格手形として認める。
- (ニ) 売掛債権の集計書に強制取立権を付与し、債権者(銀行または売り手)はこれにより商品の買い手に対し売掛債権の取立てを行なうことができることとする。

この方式が全面的に採用されるまでには、関係法規の改正(上記(イ)-(ニ)の点)を要するうえに長年の商慣習も根強く残っているため、なおかなりの時日を要するとみられている。しかし、これにより新しい貸出金利引下げの道が開かれたことは争えず、その成果が注目されている。

ハ、高金利規制措置の実施

また、政府は一部建築関係金利および賦払信用

金利に高金利が横行している事情にかんがみ、これを規制し、かつ、全般的な金利水準の低下を促すため、67年3月に高金利規制措置を実施した。

これによれば

- (イ) 過去3ヵ月間の金融機関の貸出平均金利の125%、または過去6ヵ月間の社債平均利回りの2倍のいずれか低いほうをこえる金利を高金利とみなし(67年第2四半期は、前者により14.12%とされた)、高金利による貸出を禁止する。
- (ロ) いままで支払われた高金利は、将来支払われる金利または元本の返済に充当することとする。この措置を契機として、フランスでは従来未整備であった銀行の貸出平均金利の統計が初めて作成されることとなった。

(3) 預金吸収強化に関する措置

第3に、銀行の預金吸収力を強化するため、預金金利が引き上げられたほか、新種の預金が設けられることとなった。

イ、預金金利の引上げ

フランスでは、従来、財政収支の赤字が累増し、その補填を順便に行なう必要があったため、大蔵省証券や政府系金融機関債券等の金利が銀行預金金利(最高)より高めに定められていた。しかし、近年財政収支の改善に伴いこうした必要性が解消したのを機会に、国家信用理事会は65年末以降再三にわたって銀行預金金利(とくに長期金利)の引上げを行ない、とりわけ67年6月には、長期

(第5表)

フランスの預金金利規制

① 要求払預金

	63/4~65/12		66/1~67/6	67/7~
銀行規模	パリ地区	その他	パリ地区 1/2 % その他 1 %	} 廃止
3,000万フラン以上	1/2 %	1 %		
500~3,000万フラン未満	5/8 %	1 1/8 %		
500万フラン	3/4 %	1/2 %		

② 定期預金および預金証書

(単位・%)

	63/4 ~ 65/12			66/1~ 67/6	67/7 ~	
	30~100千 フラン未満	100~1,500 千フラン未満	1,500千 フラン以上	一律	250千フ ラン未満	250千フ ラン以上
1 か月以上 2 か月未満	0	0	0	0	2	} 自由
2ヶ月 3ヶ月	0	1½	2	2	2½	
3ヶ月 6ヶ月	1¾	2	2½	2½	2¾	
6ヶ月 1年	2	2½		2¾	3¼	
1年 2年	2¾	2½		3½	3%	
2年 30か月	2¾	3		4	4½	
30か月 3年		3%		4½	4½	
3年 4年		3%		5	自由	
4年 5年		3¾		5½	〃	
5年 6年		3%		5%	〃	
6年以上		自由		自由	〃	
解約手数料	1~2%				½	

にその運用を円滑にするため各種の措置が採られている。

イ、銀行の支店新設自由化
銀行の支店新設については、1959年に経済活動の活発な一部都市地域を除いて大幅に制限する方針が定められ、国家信用理事会の事前許可制となっていた。しかしこれは銀行規模の大型化の趣旨に沿わないとの見方から、67年1月国家信用理事会はこの事前

(3年以上)および高額(250千フラン以上)の預金については規制を廃止して自由化することとした。

いま要求払預金および定期預金の規制金利の推移をみると第5表のとおりである。

ロ、新種預金の開設

国家信用理事会は65年12月、長期預金増強のため次の3種の新種預金の開設を認めた。

(イ) 貯蓄預金(comptes sur livrets)……従来、利子所得について免税を認められていた特別預金(comptes spéciaux)に代わって設けられたもの。利子所得については分離課税が認められる。

(ロ) 住宅預金(épargne-logement)……住宅建設に要する資金を積み立てるための定期預金(最低500フラン)で、18か月以上預入した場合は低利(2%)で銀行から貸付(2~10年、100千フランまで)を受けられる。

(ハ) 長期預金(comptes d'épargne à long terme)……貸金所得の½以下の金額を期間10年の定期預金として預入した場合、利子所得について免税扱いとされる。

(4) その他の政策措置

以上のほか、上記諸改革を補完強化し同時

許可制を届出制に改め、支店新設を事実上自由化することとした。

ロ、銀行資産に対する規制基準の整備

他方、銀行法改正により、銀行の中長期信用が過度に膨張して流動比率が大幅に低下する事態を回避するため、預金銀行の資産規制基準が整備された。また預金銀行と事業銀行の業務分野がほとんど同質化したのに伴い、この規制の適用範囲が事業銀行にも拡大されることとなった。

すなわち、従来、銀行監督委員会は銀行に対し5種類の比率規制を課しうることとなっていたが、これを次のとおり3種類に整理統合(現在は固定流動比率規制のみ実施)するとともに、新たに1種類の規制を加えることとした。

(改訂後の規制比率)

(現行規制率)

① 固定流動比率(coefficient de liquidité)

(流動資産/短期負債) 最低限 60%

② 危険分散比率(ratio de diversification des risques)

(自己資本/同一人に対する信用供与)

未発動

③ 支払能力比率(ratio de solvabilité)^{(注7)*}

(自己資本/負債総額) 未発動

④ 中長期信用比率(coefficient d'emploi)^{(注7)**}

(不動産および中長期債権/自己資本、中長期債務および当座預金)

ハ、中期信用手形制度の改正

このほか、金融面から民間投資を奨励する意図のもとに、65年9月にはフランス銀行流動化適格中期手形(銀行が企業に対し融資する際、優遇金利が適用される)の最長手形期間が5年から7年に延長されている。

もっとも、上記条件を備えた中期信用手形が無制限にフランス銀行に持ち込まれると信用膨張を招く危険があるため、市中銀行がフランス銀行へ持込みうるものは、3年以内に期限の到来する手形に限定されることとなった(したがって、フランス銀行持込みまでの間の優遇金利は、銀行自体の負担となる)。

以上要するに、フランスにおける銀行制度改革ないし銀行行政の方向は、「銀行の大型化促進」と「適正な競争原理の導入」を二つの柱として進められているといえよう。

3. 金融機関再編成の現状

中小規模の金融機関が乱立しているフランスでは、銀行の集中・合併が戦後の一つのすう勢ではあったが、その対象は主として活動範囲が一定地

域に限定されている小規模の地域銀行、地方銀行に限られていた。

ところが、1965年末に政府が前記の政策構想を発表したのを契機として、他の市中金融機関の間にも集中・合併への動きが一段と活発化してきた。その間の経緯をみると、まず、一連の制度改革によって相対的に不利な立場に立つことになった事業銀行を中心に集中化が進み、次いで66年5月の国有化預金銀行の合併以後、この傾向が預金銀行にも波及して大銀行および異種金融機関^(注8)の再編成が進展している。

この再編成の事例を通観し、特徴的な点を整理すると次のように分類できる。

- ① 国有化預金銀行の合併
- ② 事業銀行を中心とする合併
- ③ 財閥グループ再編に伴う金融機関の再編成
- ④ 大銀行による中小銀行の吸収ないし中小銀行間の合併
- ⑤ 国際的金融会社の設立

以下、上記の分類に従って主要な事例を紹介しよう。

(1) 国有化預金銀行の合併

66年5月、政府は預金銀行中第3位の Banque Nationale pour le Commerce et l'Industrie(BNCI)と同第4位の le Comptoir National d'Escompte de Paris(CNEP)の両国有化銀行を合併し、新銀行 Banque Nationale de Paris(BNP)を設立することを決定した。

この結果、新銀行は預金量において従来フラン

(注7) * 支払能力比率は次の二つが統合されたもの。

自己資本/保証裏書債務 自己資本/保証裏書債務以外の債務

**中長期信用比率は新設されたもので、この規制のみ中長期信用銀行にも適用される。

なお、従来の不動産比率(ratio d'immobilisation 自己資本/所有不動産、最低限を規制)は廃止された。

(注8) フランスの銀行制度上、民間金融機関としては銀行法上の預金銀行および事業銀行が中心的な地位を占め、このほか中長期信用銀行および貯蓄金庫(Caisse d'epargne)があるが、中長期信用銀行はそのウェイトが小さく、貯蓄金庫は小口預金のみを取り扱い—その資金はすべて政府系の預金供託金庫に吸収される—一般の貸出業務は行っていない。したがって、異種金融機関の合併は、もっぱら預金銀行と事業銀行の場合に限られているといつてよい。

ス第1位の Crédit Lyonnais、第2位の Société Générale を抜いて E E C 中最大の規模(欧州内では英国の Barclays Bank、Midland Bank に次いで第3位)の銀行となった(注9)。

政府は、かねて銀行法の改正等を通じ銀行の集中・合併を促進する素地を醸成する一方、政府自ら合併の範を示し、かたがた国際的規模の銀行を育成したいとの意向を固めてきた。当初 Crédit Lyonnais と Société Générale を中核として、前者と C N E P、後者と B N C I との合併のうわさが流布されたが、結局上記のような形で合併が行なわれることとなった。

これにより、ほぼ同規模の3国有化銀行がてい立する形となったため、国有化銀行間ではもとより、その他の預金銀行、事業銀行間での競争がいつそう促進されることとなった。

(2) 事業銀行を中心とする合併

フランスでは、事業銀行は従来、持株会社の機能と出資会社に対する長期資金供給の機能とをあわせ持ってきたが、店舗数、資金量とも預金銀行に劣り、銀行法改正によって業務分野の制限がほとんど撤廃された結果、いきおいいままでもより不利な立場に立つこととなった。このため事業銀行としては、持株会社部門を分離して銀行部門相互間で合併を進めるとか、傘下預金銀行を吸収する形で再編成を急ぐ動きが目だってきた。

事業銀行の資産総額の % を占める上位5行—Banque de Paris et des Pays-Bas(B P P B、パリ・オランダ銀行)、Banque de l'Indochine(インドシナ銀行)、Banque de l'Union Parisienne(BUP、パリ連合銀行)、Union des Mines-la Henin

(U M H)、Union Européenne Industrielle et Financière—のうち、第1位の B P P B は66年6月、国有化を免れた大預金銀行(国有化4行に次ぎ第5位)の Crédit Industriel et Commercial (C I C)、不動産貸付、設備金融に特色をもつ事業銀行第9位の Compagnie Bancaire、事業銀行第7位の Worms et Cie とそれぞれ業務提携を行ない、各銀行との間に持株関係を結ぶとともに役員を交換している。

また第2位のインドシナ銀行は、後述のように産業界との連携を強めており、第3位の B U P も66年9月次のような再編成の方針を発表した。すなわち、同行の持株会社部門と銀行部門とを分離し、持株会社部門はフランス最大の持株会社 Compagnie Financière de Suez と合併(Compagnie Financière de Suez et de l'Union Parisienne と改称)し、銀行部門は同行傘下の預金銀行 Compagnie Française de Crédit et de Banque を吸収して同名の事業銀行 Banque de l'Union Parisienne として発足することとした。

さらに第4位の U M H は、Compagnie Financière de Suez 傘下の事業銀行 Banque de la Compagnie Financière de Suez と合併して新銀行 Banque de Suez et l'Union des Mines(事業銀行第3位)を設立、これに上記 Banque de l'Union Parisienne が資本参加(10%)して両行の提携を強めている。

このほか、付表のように事業銀行の再編成の動きはほとんど上位行全般に及んでいる。

(3) 財閥グループ再編に伴う金融機関の再編成
最近の動きの中には、経済情勢の変化に対応し

(注9) 国有化預金銀行の経営規模比較(1965年末現在)

	(預金量)	(店舗数)	(従業員数)
① <u>Crédit Lyonnais</u>	228 億フラン	1,720 店	27.5 千名
② <u>Société Générale</u>	195	1,421	19.1
③ B. N. C. I. } ④ C. N. E. P. } B. N. P.	154 } 85 } 239	1,097 } 914 } 2,011	20.9 } 11.8 } 32.7

て財閥企業グループが再編成され、これに伴って金融機関が組織がえされたり、他の金融機関との提携が進められたりするケースもみられる。

たとえば過去一世紀にわたって金融資本の象徴と目されてきたロスチャイルド商会(事業銀行)は、創立150周年に当たる67年4月、内外経済情勢の変化に応じて傘下企業の再編成を行なった。すなわち、ロスチャイルド商会は持株会社部門を分離し、傘下の北部鉄道、パリ・オルレアン鉄道を合併してロスチャイルド・グループの中心的持株会社とするとともに、銀行部門を従来の合名会社組織から株式会社組織に改め、預金銀行として広く大衆からの預金を受け入れる方向に踏みきった。

同様に、La Banque Louis-Dreyfus et Cie(事業銀行第10位)およびききに BPPB と提携した Banque Worms et Cie もそれぞれの同族企業の体質強化の一環として、合名会社から株式会社に組織を変更している。

また、事業銀行第2位のインドシナ銀行は、66年4月、大手機械メーカーであるシュナイダー・グループおよびこれと近年密接な関係を保持しているベルギーの Empain 財閥系の持株会社 Electo-rail との間で相互に株式の持合いを行ない、これに伴って同行とシュナイダー系の l'Union Européenne industrielle et Financière(事業銀行第5位)との関係が緊密化した(相互に10%の株式持合い関係を結んだ)という事例もある。

(4) 大銀行による中小銀行の吸収と中小銀行間の合併

上述のように、大銀行間の再編成ないし大型化への動きが活発化しつつある反面、中小規模銀行の間には大銀行の挾撃をうけて経営基盤を脅かされ、大銀行の系列にはいる事例が散見されるほか、自己防衛のため中小銀行間の合併により新たな方向を見いだそうとする動きがみられる。

前者の例としては BPPB と CIC との業務提携

と同時に、C I C と地域銀行中最大の Crédit du Nord, Société Marseillaise de Crédit との間で業務提携が結ばれた事例があげられ、また後者の例としては、フランスの銀行中最も古い歴史をもつ預金銀行 De Neuflyze, Schlumberger et Cie (1697年設立)と Mallet Frère et Cie (1710年設立)が65年12月に合併を決定、De Neuflyze, Schlumberger, Mallet et Cie として発足した事例などが指摘できる。

(5) 国際的金融会社の設立

最近大銀行の中にはこうした国内での合併・提携にとどまらず、進んで海外の金融機関と提携しようとする動きも活発化してきた。すなわち、66年末、国内での提携を終えた B P P B が Bank of America (米国)との共同出資により、債券発行による中長期金融を主要業務とする Ameribas Holding Co. を設立したのをはじめ、E E C 最大の銀行となった B N P は、Banca Nazionale del Lavoro(イタリア)、Barclays Bank Ltd.(英国)、Dresdner Bank A. G.(西ドイツ)、Algemene Bank Nederland N. V.(オランダ)との共同出資で「欧州金融会社」(Société Financière Européenne)を設立している。

これらの動きは、自ら国際面への業務進出の足がかりを築くと同時に、米系銀行の欧州進出に対抗して業務分野の保持拡大を図る方向を指向したものであるものとして興味深い。

4. むすび——成果と問題点

以上、新たな時代の潮流に即応して銀行制度の大幅改革と、これに伴う金融機関の再編成が進行しているフランスの実情を概観した。そこで最後に、これらの動きが果たして所期の成果をあげつつあるかどうか、という点を検討してむすびに代えたい。

もとよりこれら一連の動きは現在なお胎動期に

あり、それだけに現段階で断定的な評価を下すことはできないが、少なくとも次の諸点は指摘できると思われる。

まず、さきの事例に示されたように、金融機関の再編成は大銀行から中小銀行に至るまで広範囲(第6表)

貯蓄性預金残高の推移

(単位・十億フラン)

	1963年		1964年		1965年		1966年	
	年末 残高	増加 率	年末 残高	増加 率	年末 残高	増加 率	年末 残高	増加 率
銀行	14.57	4.9	17.18	17.9	19.95	16.1	25.33	26.9
定期預金	10.63	93.0	12.09	13.7	13.81	14.2	15.79	14.3
積立預金	3.94	34.9	5.09	29.1	6.14	20.6	8.38	36.5
住宅預金							1.14	—
長期預金							0.02	—
政府・政府 金融機関	77.31	12.7	87.96	13.7	97.36	10.7	107.93	10.8
貯蓄金庫	43.38	14.6	51.95	19.7	59.00	13.5	67.98	15.2
貯蓄債券	28.90	7.4	29.44	1.9	29.53	0.3	28.49	3.6
農業金庫	5.03	32.0	6.57	30.6	8.83	34.3	11.46	29.8
合計	91.88	11.4	105.14	14.4	117.31	11.6	133.26	13.6

貯蓄性預金残高の機関別構成比推移

(単位・%)

	1962年	1963年	1964年	1965年
銀行	7.3	19.7	22.8	33.7
貯蓄金庫	58.6	64.6	57.9	56.3
農業金庫	12.9	11.6	18.6	16.5
貯蓄債券	21.2	4.1	0.7	-6.5

資料：国家信用理事会年報(1966年)。

(第7表)

市中信用供与残高の推移

(単位・十億フラン)

種類別		1963年		1964年		1965年		1966年	
		年末 残高	前年 比	年末 残高	前年 比	年末 残高	前年 比	年末 残高	前年 比
短期貸出 中期信用手形貸付 その他 中長期貸付	短期貸出	74.85	13.2	83.35	11.3	93.57	12.3	108.03	15.5
	中期信用手形貸付	27.66	11.1	31.28	13.1	34.54	10.4	38.97	12.8
	その他	74.20	8.0	88.61	19.4	102.67	15.8	117.34	14.3
合計		176.71	10.6	203.24	15.0	230.78	13.5	264.34	14.5
金融機関別	銀行*	85.89	13.3	96.72	12.6	109.65	13.4	126.43	15.3
	政府系金融機関	84.84	8.7	99.55	17.1	113.09	13.6	128.21	13.3
	その他金融機関	5.98	26.1	6.97	16.5	8.04	15.3	9.70	20.6

(注) * 銀行は銀行法上の銀行とフランス貿易銀行で、信用供与額にはフランス銀行流動化分を含む。

資料：国家信用理事会年報(1966年)。

に及んでおり、この意味で銀行の大型化を通ずる経営基盤拡充と体質改善という政策目標は、今後漸進的に実現されるものと思われる。

一方、金融機関の預金は、昨年中順調な増加を示した(第6表参照)。これは、昨年中景気が上昇傾向を持続したという好環境に負う面もあるが、「銀行制度の改革を契機として長期預金が著しく伸長した」というフランス銀行1966年報の指摘にみるように、銀行制度改革の効果が徐々に浸透しつつある証左であることは疑いえない。

貸出についても、昨年中は例年にない大幅な伸びを示している。このうち、銀行部門の中長期貸付についても、国家信用理事会1966年報では、比較的順調に伸びている旨が指摘されており、銀行による「長期安定資金の供給」という政策目標の効果は、漸次成果をあげつつある模様である(第7表参照)。

もっとも貸出金利については、いまだ目だつた低下はみられず、フランス経営者協会(CNPF)の総会でもこの点が批判的となっている。これは①昨年中、海外金利が高騰し、フランスも少なからずその影響を受けたこと、②合併による合理化の効果がいまだ本格化していないこと、③前述の新信用供与方式もまだ当局が意図しているほど普及していないこと、などの理由によるものとみられる。貸出金利が順調に低下するかどうかは今後に残された課題といえよう。

以上、フランスにおける銀行制度改革の効果は徐々に浸透しつつあるようにみられるが、反面、新たな問題が提起されたことも見のがせない。

その第1は、資本市場育成整備の問題である。

資本市場の育成整備は、すでに指摘したとおり、第4次経済計画では重点施策の一つとして前面に打ち出されたが、第5次経済計画では一歩後退した形となり、この間銀行制度の改革が先行する結果となった。

こうした経緯から、政府としても資本市場対策には今後とも本腰を入れていく意向を表明しており、国家信用理事会1966年報も、増大する長期資本の需要をまかなうには銀行制度の改革のみでは不十分である点を指摘し、資本市場の整備拡充の必要性を示唆している。

事実、すでに政府は、本年5月に証券取引所制度の改正(注10)を図ったのをはじめ、7月には資本市場拡大のための具体的方策の検討(注11)に着手している。このように政府は当面銀行制度の改革によって国際競争力の強化政策を進めつつ、他方長期的視野に立って資本市場を育成し、将来民間資金の吸収手段を多様化したいとしているようにかがわれる。

しかしながら、フランス国民の根強い短期貯蓄選好の傾向や債券流通市場の不備等、基本的事情を考慮すると、かなり抜本的な改革が進められないかぎり、資本市場の整備・拡充を実現することはむずかしいと思われる。

第2の問題は、金融政策に対する負担がこれまでに比べて一段と増大する懸念のあることである。

すなわち、フランスの金利政策は、従来、フランス銀行による公定歩合の変更と国家信用理事会による貸出最低金利規制(65年4月まで両者は連動関係にあった)を軸として行なわれてきた。しかし貸出最低金利規制の廃止により、政策当局は直接市中貸出金利を規制することが不可能となり、市中金利水準の変更はもっぱら公定歩合政策と公開市場操作による流動性調節とにたよるざるを得ないこととなった。

こうした情勢下、昨年11月に外国為替取引が自由化され、フランス銀行による為替持高規制が廃止された結果、内外金利差を求める海外短資の流出入が、国内金融市場に攪乱的影響を及ぼす懸念も増大することとなった。かかる事態に対処して、当局は昨年来オペ対象証券を拡大するなどオペレーション政策を活発化し(注12)、また、本年1月には準備預金制度を採用して金融調節手段の強化を図っている。

しかし、昨年の経験からも明らかなように、内外金利差の調整は必ずしも所期の効果を収めておらず、国内金利を低水準に維持しようとした当局の努力も、結局は海外金利の騰勢に抗しきれなかった。

この意味で、今後伝統的政策手段のみによって、対内・対外両面にわたる金融政策を果たして円滑に行ないうるかどうかは、フランス経済に残された重大な課題といえよう。

(注10) フランス政府は3月31日、地方の投資資金の流入を促進するねらいから次のような証券取引法の改正を行ない、5月1日から実施した。

- ① 従来のパリ取引所と地方取引所の重複上場禁止の原則を改め、パリ取引所に全銘柄の上場を認める。
- ② これまで各取引所に所属していた公認仲買人を全国統一仲買人連合(新設)の所属とし、全銘柄の取引を可能とする。
- ③ 公認仲買人の業務制限を緩和し、一般投資家に対して仲買人がイニシアティブを取ることができるようにする。

(注11) 6月末、政府は資本市場の具体的改善策を検討するため、保険業組合会長 Leca を長とする委員会を設立し検討を委嘱した。委員会では主として次の点の検討を進めるものとみられている。

- ① 証券の発行手続きの簡略化による発行コストの引下げ。
- ② 機関投資家(預金供託金庫、保険会社)にアンダーライター業務を行なわせる。

(注12) フランス銀行の債券買入残高。

1964年末 1,469百万フラン 1965年末 2,527百万フラン 1966年末 5,292百万フラン

さらに67年7月には金融市場直接参加業者として保険会社、退職年金金庫の加入が認められている。

(合併・提携の事例)	関連銀行の特色	背景、目的、効果
(1) 1966年5月 ○Banque Nationale pour le Commerce et l'Industrie (BNCI 国立商工銀行) ○Le Comptoir National d'Escompte de Paris (CNEP 国立パリ割引銀行)が合併 ◎Banque Nationale de Paris (BNP パリ国立銀行)を設立	○BNCIは国有化預金銀行第3位 (資金量 154億フラン) ○CNEPは同第4位(同85億フラン)	1. 政府自らが合併のイニシアティブをとったもの。 2. BNPはフランス第1位 EEC中第1位の資金量(239億フラン)をもつ大銀行となった。
(2) 1966年1月 ○l'Union des Mines-la Henin(UMH ユニオン・デ・ミヌ・ラ・エナン) ○Banque de la Campagne Financière de Suez (BCFS スエズ金融会社銀行)が合併 ◎Banque de Suez et l'Union des Mines (スエズ・ユニオン・デ・ミヌ銀行)を設立	○UMHは事業銀行第4位 ○BCFSはスエズ金融会社傘下の事業銀行	1. 事業銀行間の合併。 2. 合併により事業銀行第3位となった。
(3) 1966年9月 ○Compagnie Financière du Suez(CFS スエズ金融会社) ○Banque de l'Union Parisienne (BUP パリ連合銀行)の持株会社部門を統合して ◎Compagnie Financière du Suez et de l'Union Parisienne (CFSUB)を設立 ◎BUPの銀行部門は同行傘下の Compagnie Française de Crédit et de Banque (CFCB)を吸収合併 (名称 Banque de l'Union Parisienne)	○CFSはフランス有数の持株会社 ○BUPは事業銀行第5位 ○CFCBは民間預金銀行第4位(預金銀行中第7位)で、以前のコンパニー・アルジュリエヌ(アルジェリア最大の民間銀行)。	1. 事業銀行の銀行部門と持株会社部門とを分離、それぞれ別個に合併。 2. 新しいBUPは事業銀行第4位となった。 3. 新持株会社CFSUNはBUPと例(2)のスエズ・ユニオン・デ・ミヌ銀行の株式を保有し、両行の関係を緊密にしている。
(4) 1965年12月 ○Mellet Frères et Cie (マレ商会) ○De Neuflyze Schlumberger et Cie (ド・ヌフリーズ商会)が合併 ◎De Neuflyze Schlumberger, Mallet et Cie を設立	○Mallet、De Neuflyze ともプロテント系(タント)の財閥預金銀行でフランス最古(設立、前者1697年、後者1710年)	1. 伝統ある中堅財閥系銀行の合併による経営の強化。 2. 新銀行は事業銀行第8位となった。
(5) 1966年8月 ○La Société Française de Financement et Copropriété (Seffico) ○L'Immobilière Construction de Paris (ICP)が合併 ◎La Banque de Construction et des Travaux Publics	○Sefficoは中位預金銀行 ○ICPは中位事業銀行	1. 大銀行間の合併の影響を受けた中規模異種銀行間の合併 2. 新たに預金銀行として発足

(合併・提携の事例)	関連銀行の特色	背景、目的、効果
(6) 1967年3月 ◎Union Européenne Industrielle et Financière(U E I F)は ○Banque Parisienne pour l'Industrie (傘下預金銀行)を吸収	U E I Fは事業銀行第6位	1. 傘下に預金銀行を持つメリットを失った大企業銀行がこれを吸収したものの。
(7) 1965年11月 ◎Union Bancaire et Industrie (U B I)は ○Société Edilite Crédit (傘下預金銀行)を吸収合併	U B Iは事業銀行第10位	1. 同上 (ただし、銀行法改正に先だって行なわれたケース)
(8) 1966年6月 ○Banque de Paris et des Pays-Bas (B P P B パリ・オランダ銀行) ○Crédit Industriel et Commercial (C I C 商工信用銀行) ○Compagnie Bancaire ○La Banque Worms et Cie は協調関係を締結(持株関係、役員交換)	○B P P Bはフランス第1位事業銀行 ○C I C は民間預金銀行最大(国有化3行に次ぎ第4位) ○Compagnie Bancaire は不動産金融に特色をもつ第9位事業銀行 ○Worms は第7位事業銀行	1. 国有化銀行間の合併、大企業銀行の吸収合併をながめて提携を強めたもの。 2. これにより同グループはフランス最大の事業銀行グループとなった。
(9) 1966年4月 ○Banque de l'Indochine (インドシナ銀行)は ○Electorail (ベルギー持株会社) ○l'Union Européenne Industrielle et Financière (U E I F)と提携	○インドシナ銀行はフランス第2位の事業銀行 ○Electorail はベルギー Empain 系財閥の中心的持株会社 ○U E I Fは事業銀行第6位	1. インドネシア銀行がフランスの大手機械メーカー、シュナイダー・グループと提携したため同行と関連の深いベルギーの Empain 財閥およびシュナイダー・グループの主力銀行U E I Fとの提携も随伴することとなった。
(10) 1966年4月 ○Crédit Industriel et Commercial (C I C) ○Crédit du Nord ○Société Marseillaise de Crédit と提携	○C I C——(8)参照 ○Crédit du Nord は最大の地域銀行 ○Société Marseillaise は同第2位	1. (8)の提携に伴い C I C が系列銀行との提携を強化したものの。

大銀行の国際的提携と資本参加の事例

(提携の事例)	関連銀行の特色	背景、目的、効果
<p>(1) 1966年10月</p> <p>○Banque de Paris et des Pays-Bas (フランス、BPPBパリ・オランダ銀行)と</p> <p>○Bank of America (米国)は</p> <p>◎Ameribas Holding を設立</p>	<p>○BPPBはフランス第1位事業銀行</p> <p>○Bank of America は世界第1位の米国銀行</p>	<p>○Ameribas Holding は</p> <p>○資本金 100千ドル(折半出資)</p> <p>○主要業務 中期の産業金融(債券発行と中期貸付)</p> <p>○本店 ルクセンブルグ</p>
<p>(2) 1967年4月</p> <p>○Banque Nationale de Paris (フランス BNP)</p> <p>○Algemene Bank Naderland N.V. (オランダ)</p> <p>○Banca Nazionale del Lavoro (イタリア)</p> <p>○Dresdner Bank. A. G. (西ドイツ)</p> <p>○Barclays Bank Ltd. (英国)</p> <p>○Bank of America (米国)</p> <p>の各行が出資して</p> <p>◎Société Financière Européenne (欧州金融会社)を設立</p>	<p>○BNPはフランス第1位、世界第7位</p> <p>○Algemene Bank はオランダ第2位</p> <p>○Banca Nazionale del Lavoro はイタリア第1位、世界第12位</p> <p>○Dresdner Bank は西ドイツ第2位</p> <p>○Barclays Bank は英国第1位、世界第5位</p>	<p>○欧州金融会社は</p> <p>○資本金 37.8百万フランス・フラン(6行均等出資)</p> <p>○主要業務 中期信用供与 国際的企業合併、取引の活発化促進</p> <p>○本店 パリ</p>
<p>(3) 1967年7月</p> <p>○London and Yorkshire Trust Ltd. (英国)と</p> <p>○Banque de Paris et des Pays-Bas (フランス)は</p> <p>◎London and Yorkshire Trust Ltd. (新銀行)を設立</p>	<p>○London and Yorkshire Trust は英国最大のマーチャント・バンク</p>	<p>○新銀行は</p> <p>○払込資本金 100千ポンド</p> <p>○主要業務 一般銀行業務</p> <p>○本店 ロンドン</p>
<p>(4) 1967年7月</p> <p>○Bankers Trust Co. N. Y. (米国)と</p> <p>○Banque de Suez et de l'Union des Mines (フランス)は</p> <p>◎Compagnie Internationale de Crédit à moyen terme S. A. (投資会社)を設立</p>	<p>○Bankers Trust は米国第8位の銀行</p> <p>○スエズ・ユニオン・デ・ミヌ銀行はフランス第3位の事業銀行</p>	<p>○新投資会社は</p> <p>○資本金 5百万スイス・フラン</p> <p>○主要業務 2～5年もの債券の発行・引受・売買</p> <p>○本店 スイス</p>

(注) 銀行の順位等は1965年末現在の資金量を基準としている。